

## 消費税のインボイス制度に係る「2割特例」の適用に関するお知らせ ～「2割特例」適用のためには、追加の手続が必要です～

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本お知らせは、インボイス制度を機に新たに免税事業者からインボイス発行事業者となった法人の方で、①インボイス発行事業者の登録申請書のほか、②インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）を含む課税期間に係る「**消費税課税事業者選択届出書\***」を提出いただいております。現状、消費税のインボイス制度に係る「2割特例」について**適用できない方**を対象にご案内させていただいております。

※ 課税期間の初日（法人であれば、通常は事業年度開始日）から消費税の課税事業者となる場合に提出する届出書です。

令和5年度税制改正において、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、3年間、納付税額を売上げに係る消費税の2割とすることができる特例が設けられました。ただし、この「2割特例」は、「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出により課税期間の初日（インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）より前の日）から課税事業者となる場合は**適用できません**。

以下のチェック項目をご確認の上、当てはまる項目に沿って必要な手続をお願いします。

### チェック項目

#### 1 （設備投資等があり、消費税の還付申告を予定している等）課税期間の初日（法人であれば、通常は事業年度開始日）から課税事業者となる必要がある

yes ⇒ 既にご提出いただいている消費税課税事業者選択届出書に記載された**課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません**。

no ⇒ 2へ

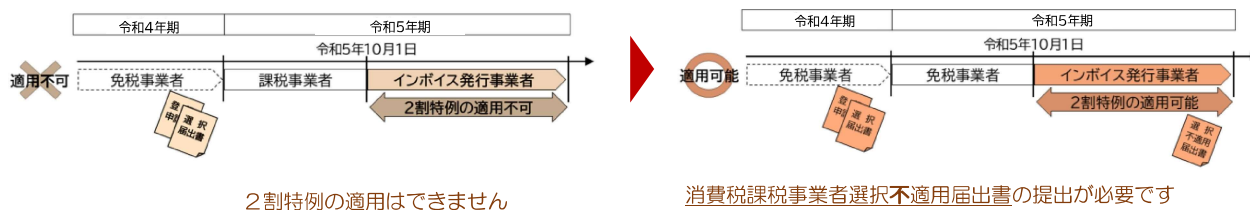
#### 2 課税期間の初日から消費税の課税事業者となる必要はなく、2割特例の適用を受けたい

yes ⇒ 「**消費税課税事業者選択**不**適用届出書**」を課税事業者選択届出書に記載された課税期間の末日（課税期間の末日が土日祝日となった場合でも、提出期限は延びません。）までに最寄りの税務署に提出してください。**令和5年10月1日から消費税の課税事業者となり、2割特例を適用できます**。

（注）基準期間（2年前の事業年度）の課税売上高が1千万円を超えている方など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は2割特例の適用はできませんのでご注意ください。

no ⇒ 特段の手続は不要です。既に消費税課税事業者選択届出書を提出頂いていることから、届出書に記載された**課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません**。

#### 令和4年12月に登録申請書と課税事業者選択を行った12月決算法人の例



2割特例の詳細  
はこちら



届出書の様式  
はこちら



（お問い合わせ先）

●●税務署 ●●課税第●部門  
Tel: ●●●●●●（内線●●●●●●）